

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究教育職員の選考基準

平成16年 4月 1日

機 構 長 決 定

最終改正 令和 2年 3月26日

(趣旨)

第1 大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「組織運営通則」という。）第6条の規定に定める研究教育職員の採用及び昇任の選考の基準は、これに定めるところによる。

(教授の選考基準)

第2 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 機関（組織運営通則第2条の規定に掲げる大学共同利用機関及び共通施設等をいう。以下同じ。）又は大学において教授の経歴のある者
- 三 機関又は大学において准教授の経歴があり、研究教育上の業績があると認められる者
- 四 研究所（機関を除く。以下同じ。）、企業等に10年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- 五 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、研究教育上の能力があると認められる者

(技師長の選考基準)

第3 技師長となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 機関又は大学において教授の経歴のある者
- 四 機関又は大学において准教授、主任研究技師、主任技師又はこれに準ずる職員としての経歴があり、研究技術開発の業績があると認められる者
- 五 研究所、企業等に10年以上在職し、研究技術開発又はこれらに関する経営等の業績があると認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、研究技術開発の能力があると認められる者

(准教授の選考基準)

第4 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第2に規定する教授となることのできる者

- 二 機関又は大学において准教授又は講師の経歴がある者
- 三 機関又は大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴があり、研究教育上の能力があると認められる者
- 四 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で、研究教育上の能力があると認められる者
- 五 研究所、企業等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- 六 専攻分野について、優れた知識及び経歴を有し、研究教育上の能力があると認められる者

（主任研究技師の選考基準）

第5 主任研究技師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第3に規定する技師長となることのできる者
- 二 機関又は大学において准教授、講師、前任研究技師、主任技師又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- 三 機関又は大学において3年以上研究技師、技師又はこれに準ずる職員としての経歴があり、研究技術開発の能力があると認められる者
- 四 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で、研究技術開発の能力があると認められる者
- 五 研究所、企業等に5年以上在職し、研究技術開発又はこれらに関する経営等の業績があると認められる者
- 六 専攻分野について、優れた知識及び経歴を有し、研究技術開発の能力があると認められる者

（講師の選考基準）

第5の2 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第2又は第4に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 機関又は大学において講師又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- 三 機関又は大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴があり、研究教育上の能力があると認められる者
- 四 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で、研究教育上の能力があると認められる者
- 五 研究所、企業等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- 六 専攻分野について、優れた知識及び経歴を有し、研究教育上の能力があると認められる者

（主任研究員の選考基準）

第5の3 主任研究員となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第2又は第4に規定する教授又は准教授となることのできる者

- 二 機関又は大学において講師，主任研究員又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- 三 機関又は大学において3年以上助教又はこれに準ずる職員としての経歴があり，共同利用機器の開発研究及び高度利用を推進する能力があると認められる者
- 四 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で，優れた共同利用機器の開発研究及び高度利用を推進する能力があると認められる者
- 五 研究所，企業等に5年以上在職し，共同利用機器の開発研究及び高度利用の推進に関する業績があると認められる者
- 六 専攻分野について，優れた知識及び経歴を有し，共同利用機器の開発研究及び高度利用を推進する能力があると認められる者

（前任研究技師の選考基準）

第5の4 前任研究技師となることのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第3又は第5に規定する技師長又は主任研究技師となることのできる者
- 二 第2又は第4に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 三 機関又は大学において講師，前任研究技師又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- 四 機関又は大学において3年以上研究技師，技師又はこれに準ずる職員としての経歴があり，研究技術開発の能力があると認められる者
- 五 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で，研究技術開発の能力があると認められる者
- 六 研究所，企業等に5年以上在職し，研究上の業績があると認められる者
- 七 専攻分野について，優れた知識及び経歴を有し，研究技術開発の能力があると認められる者

（助教の選考基準）

第6 助教となることのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第2又は第4に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で，研究教育上の能力があると認められる者
- 三 専攻分野について，知識及び経歴を有し，研究教育上の能力があると認められる者

（助手の選考基準）

第7 助手となることのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力があると認められる者

（研究技師の選考基準）

第8 研究技師となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 機関又は大学において技師又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- 二 機関又は大学において主任技術員又はこれに準ずる職員としての経歴があり、研究技術に関する能力があると認められる者
- 三 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 前各号の者に準ずる能力があると認められる者

附 則

この決定は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この決定は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 次に掲げるこの決定の規定の適用については、平成19年3月31日以前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
 - 一 第2第3号
 - 二 第3第4号
 - 三 第4第2号
 - 四 第5第2号

附 則

この決定は、平成30年2月1日から実施し、改正後の第5の2は平成28年11月1日から適用する。

附 則（令和2年3月26日改正）

この決定は、令和2年4月1日から実施する。